

(別紙 1 - 10 まだら本州日本海北部系群)

第 1 特定水産資源

まだら本州日本海北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県まだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。